

みやこ
「京・地域福祉推進指針」（2024年改定）案

～市民の皆様からの御意見を募集します～

京都市では、これまで「京・地域福祉推進指針（推進期間：令和元年度～令和5年度）」に基づき、地域共生社会の実現に向け、地域福祉推進の取組を行ってまいりました。

この度、令和6年3月をもって推進期間が満了することから、次期指針案の概要を取りまとめましたので、広く市民の皆様からの御意見を募集いたします。



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



健康長寿のまち・京都

御意見の募集期間	令和6年1月9日（火）～2月9日（金）【必着】
御意見の提出方法	<p>郵送、持参、FAX、電子メール又は京都市情報館（ホームページ）の意見募集フォームにより御応募ください。 様式は自由ですが、本リーフレット末尾の「御意見応募用紙」も御利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 郵送、持参 〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4階 京都市 保健福祉局 健康長寿企画課（地域共生推進担当）宛 ② FAX 075-222-3416 ③ 電子メール kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp ※件名を「指針への意見」としてください。 ④ ホームページ 京都市情報館トップページ>市政情報>市民参加> 市民意見の募集（パブリックコメント） https://www.city.kyoto.lg.jp/●●●●●●●●●.html
御意見の取扱いについて	<p>① 個人情報については、法令等を遵守し、適正に取り扱います。</p> <p>② 御提出いただいた御意見の趣旨とそれに対する京都市の見解等については、健康長寿企画課のホームページで公表します。 なお、御意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。</p>

二次元
コード

「京・地域福祉推進指針」（2024年改定）案 の概要

目 次

第1章 京・地域福祉推進指針について

1 本市の地域福祉の基本的な考え方 ······	1
2 指針が目指す姿 ······	2
3 指針の位置付け ······	2
4 本市の総合計画や他の分野別計画等との関係性 ······	3

第2章 改定の背景・方向性

1 現行指針の取組状況 ······	4
2 改定に当たっての視点 ······	5

第3章 指針の体系

1 基本理念、重点目標、推進項目 ······	6
2 指針が目指す取組のイメージ ······	7

第4章 指針の推進・評価体制

1 推進期間 ······	8
2 推進・評価体制 ······	8

<参考> 本市の地域福祉を取り巻く状況 ······ 9

第1章 京・地域福祉推進指針について

1 本市の地域福祉の基本的な考え方

「地域福祉」は、日々の暮らしの場である身近な「地域」で生じる様々な福祉課題の解決や住民一人ひとりの生きがいや活躍の場の創出に向け、地域のことを最もよく知っている「住民」自らが手立てを考え、世代や分野・属性に捉われず、行政や地域の様々な主体と共に取組を展開することで、地域の知恵と力を結集して生み出され、前進していくものといえます。また、単に課題を解決するだけではなく、住民が集い、活動することで住民同士のつながりが強くなり、地域コミュニティが活性化する、つまり同時に「まちの活性化」に結び付く可能性も大いに含んでいます。

「地域」で生じる様々な福祉課題に対して、住民や関係機関、行政等が、それぞれに活動するだけではなく、多くの住民参加の下、地域の多様な主体が世代や分野・属性を超えてつながり、地域の課題を共有し、それぞれの強みをいかしながら協働すると、課題の解決や地域の活性化に向け、大きな力を生み出すことができます。

そして、こうした協働の取組を通じて、支援を必要とする方の存在に地域が「気づき」、行政や関係機関に「つなぎ」、地域の住民全体で「支える」ことで、更に暮らしやすい地域をつくることができます。

本市では、分野ごとの計画に基づき、サービスの内容・種類の拡充や相談支援体制の整備に取り組むとともに、住民の主体的な取組を支えるための様々な施策や事業を進めてきました。今後も、それら分野ごとの施策が地域で効果的に展開され、住民の生活が一層充実したものになるよう、取組を進めていく必要があります。

また、地域で生じる福祉課題は、単一の分野のサービスによって解決できるものとは限りません。近年の家族形態や雇用形態の変化、そして私たちの社会生活を一変させたコロナ禍によるつながりの希薄化等により、課題の複雑化・複合化はますます進んでいる状況です。

本市では、こうした課題に対して、分野を横断した重層的な支援を展開する体制の充実を進めるとともに、地域住民を主体として、多くの人が地域に関わり、地域をより良くする、課題を抱えた方に寄り添うという考え方や想いの下、「優しさのあふれる」協働の取組を推進していきます。

2 指針が目指す姿

「京・地域福祉推進指針」は、地域福祉が基本とする住民主体の取組を更に充実させるとともに、各分野の施策をより効果的に展開する方向性を指示するものです。

次期指針においても、現行指針の基本理念を引き継ぎ、京都の住民自治の伝統の下、「文化」として根付く「**地域力**」をいかし、世代や分野を超えて、全ての人々や団体が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる社会（**地域共生社会**）を目指しています。

基本理念

京都の地域力を活かし優しさのあふれる共生の文化を推進する

3 指針の位置付け

指針は、福祉分野に限らず、あらゆる関係者が地域づくりをキーワードに横につながり、ともに取り組む京都ならではの共生の文化を推進するために策定するものであり、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として位置付けます。

解説

市町村地域福祉計画

市町村は地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項等を定めることとされています。

<社会福祉法（抜粋）>
(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

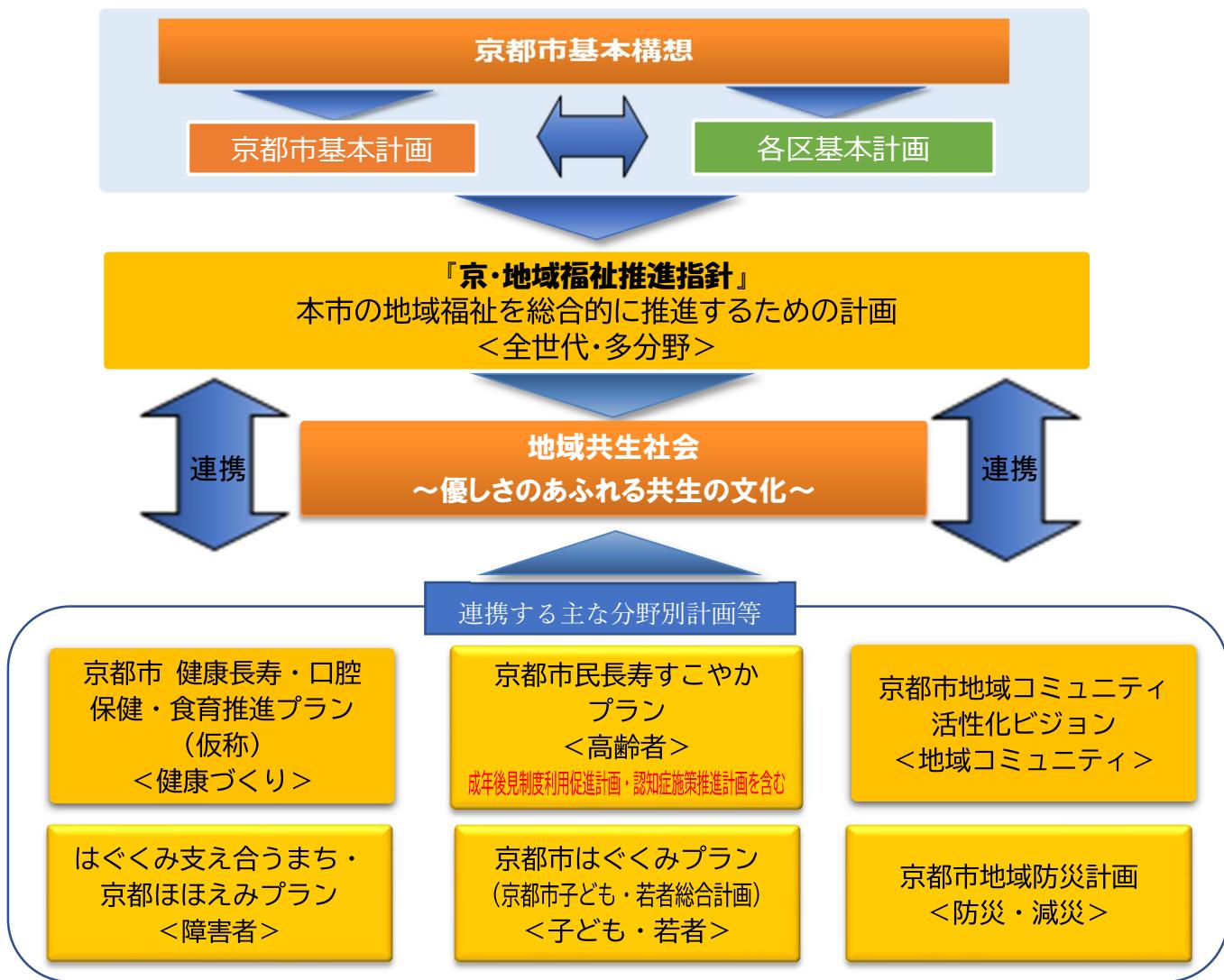
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 本市の総合計画や他の分野別計画等との関係性

指針は、京都市基本計画の分野別計画の一つとして策定するとともに、支援を必要とする対象者の属性に応じた各分野別計画等に共通する地域福祉の理念や、分野を超えて一体的に取り組むことが効果的な施策の方向性を定めるものであり、京都市レジリエンス戦略の推進や、国際目標であるSDGsの達成に積極的に貢献します。



解説

京都市レジリエンス戦略

自然災害や人口減少などの様々な危機に対し、粘り強くしなやかに対応し、将来にわたって人々がいきいきと暮らせる、魅力と活気に満ちた都市を目指して、レジリエンスの理念を政策に反映し、実行していくための取組指針です。

SDGs（エスディージーズ）

「誰一人取り残さない」ことを基本理念に、国連において、2030年までの国際目標として定められた「持続可能な開発目標」。
「すべての人に健康と福祉を」「パートナーシップで目標を達成しよう」等の17の目標で構成されています。



第2章 改定の背景・方向性

1 現行指針の取組状況

平成31年3月に策定した「京・地域福祉推進指針」においては、家族形態の変化、雇用形態の変化等により、地域の課題の複雑化、多様化が進む中、「京都の地域力を活かし優しさのあふれる共生の文化を推進する」を基本理念に、課題を抱えた方々の状況が深刻化する前に、早期に気づき、支援に結びつける体制づくりに取り組んでいくことが重要であるとし、取組の方向性を明確にするために、2つの重点目標を設定し、取組を進めてきました。

京・地域福祉推進指針（令和元年度～令和5年度）のまとめ

重点目標1

地域における「気づき・つなぎ・支える」力の向上

重点目標2

行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化

推進項目1

住民同士の支え合い活動の促進
～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～

推進項目2

多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり

推進項目3

困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実

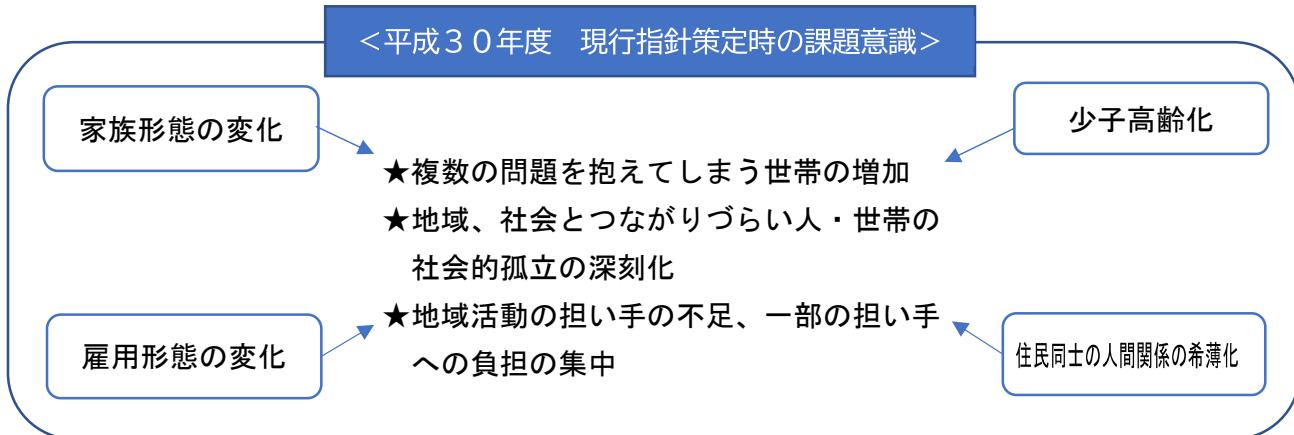
<主な取組>

- 福祉のまちづくり体制整備事業の開始（令和元年4月）
- 地域あんしん支援員を2名増員、全区役所・支所単位での配置を実現（令和2年6月）
- ひきこもり支援体制の再構築（令和2年8月）
- 再犯防止推進計画を策定し、重点推進施策を中心に取組を推進（令和3年3月）
- 地域における見守り活動促進事業の強化（令和3年12月）
- 関係団体と「孤独・孤立に関する連携協定」を締結（令和4年9月）
- 新型コロナに伴う生活困窮者支援策を実施（令和2年3月）
- 地域の見守りやサロン活動など地域活動の推進

<主な成果>

- ★ 「福祉のまちづくり体制整備事業」を開始し、区地域福祉推進委員会の取組を充実・強化。地域課題やニーズ、先進事例の把握、共有、発信等を行い、多様な主体の連携・協働により地域活動が活性化。
- ★ 地域あんしん支援員の増員により、制度の狭間や支援拒否、複雑化・複合化した課題等を抱える方への支援体制を充実。
- ★ 各区役所・支所の体制を強化（寄り添い支援係長を配置）し、ひきこもり支援の全年齢型相談窓口の再編・設置、よりそい支援員の配置など、丁寧な伴走型支援を展開。
- ★ 刑事司法関係機関等をサポートする更生支援相談員の設置により、再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発や生きづらさを抱える若年者の居場所づくりを推進。
- ★ 「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」を制定し、避難行動要支援者名簿の作成、協定締結団体への提供により、地域における見守り活動の充実を推進、避難行動要支援者に対する支援を強化。
- ★ 孤独・孤立対策として、関係機関・団体等との連携協定を締結しネットワークの構築を推進。スマートフォン等でチャットボットにより質問に答えることで支援制度や窓口を案内する「京都市版お悩みハンドブック」の運用を開始するなど、孤独・孤立に関する課題を抱えた方を支援する取組を展開。
- ★ 社会福祉協議会との協働による特例貸付等の実施により、コロナ禍の影響を受けた生活困窮者への支援に対応。
- ★ コロナ禍においても、地域で、民生児童委員、老人福祉員、学区社会福祉協議会、N P O法人等の地域の関係者等による見守りやサロン活動など、「気づき・つなぎ・支える」取組を推進。

2 改定に当たっての視点



現行指針の策定以降も、世帯構造や家族形態の変化、コロナ禍による地域や人間関係のつながりの希薄化等により、地域住民の福祉課題は、複雑化・複合化が進んでいます。そのような中で、自ら声を上げられずに社会的に孤立し、事態が深刻化することが危惧されています。

(参考) 本市の地域福祉を取り巻く状況のデータ（P 9～14）から、世帯規模の縮小、少子高齢化の進行、児童虐待件数の増加、精神障害者保健福祉手帳交付件数の増加、自治会・町内会の加入率の減少等の状況が見受けられます。

そのような中、本市においては、これまでから地域あんしん支援員設置事業の実施や不良な生活環境（ごみ屋敷）を解消するための支援、ひきこもりに対する分野横断的な支援体制の構築等、制度の狭間を埋める支援施策を行政・支援関係機関・地域の連携の下、先駆的に実施してきました。

こうした取組を着実に実施する一方、孤独・孤立、ヤングケアラー、8050問題等、社会が変化する中で顕在化してきた地域住民の様々な福祉課題に対しても、的確に対応していく必要があります。



改定の方向性

現行指針で設定された「基本理念」、「重点目標」、「推進項目」は、本市の住民主体の取組を更に充実させるとともに各分野の施策をより効果的に展開する方向性を指示するものであることから、次期指針においても基本的に維持し、引き続き推進します。

また、複雑化・複合化が進む地域住民の福祉課題を包括的に受け止め、支援する必要が高まっていることから、新たに「重層的支援体制の推進」（P 8 参照）を次期指針に位置付け、行政・支援関係機関・地域の連携の下、適切な支援が展開できるよう、取組を充実する内容とします。

第3章 指針の体系

1 基本理念、重点目標、推進項目

基本理念

京都の地域力を活かし優しさのあふれる共生の文化を推進する

基本理念の実現に向け、2つの重点目標を推進していくため、地域住民、関係機関、行政が連携・協働して取り組んでいく方向性として、以下のとおり推進項目、取組項目を設定します。

重点目標1 地域における「気づき・つなぎ・支える」力の向上

推進項目1 住民同士の支え合い活動の促進

～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～

地域の住民同士の支え合いの活動を一層促進し、地域のつながりを高めることで、互いに認め合い、誰もが地域から孤立せず、いきいきと安心して過ごせる地域づくりを進めます。

【主な取組項目】

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ① 互いに認め合う地域づくりの促進 | ② 地域福祉活動への支援、市民参加の促進 |
| ③ 地域における健康づくりの取組の推進 | ④ 地域における子育て支援の推進 |
| ⑤ 見守り・相談支援活動の促進 | ⑥ 居場所づくり、社会参加の取組の推進 |
| ⑦ 地域の特性に応じた支え合い活動創出の強化 | ⑧ 地域コミュニティ活性化の取組との連携 |
| ⑨ 災害時の要配慮者への支援の充実 | |

推進項目2 多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり

社会福祉施設や企業、N P O、大学等、多様な機関・団体が地域住民とともに地域の活動に参画し、協働して取り組むことで、地域における支え合いの活動の充実・強化を図ります。

【主な取組項目】

- | |
|--------------------------|
| ① 区地域福祉推進委員会の取組の充実・強化 |
| ② 社会福祉施設との協働による地域づくりの推進 |
| ③ 多様な主体の参画、連携による地域づくりの推進 |

重点目標2 行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化

現行指針（困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実）から二重線箇所を更新

推進項目3 困難な課題をみんなで受け止め、重層的な支援を展開する体制の充実

対応が困難な課題を、しっかりと行政・支援関係機関等が連携して受け止め、解決に向けて連携して取り組む重層的支援体制の充実を図ります。

【主な取組項目】

- | |
|---------------------------|
| ① 「重層的支援体制」の推進 |
| ② 地域生活における多様な課題に対応する事業の充実 |

2 指針が目指す取組のイメージ

推進項目1 <住民同士の支え合い活動の促進>～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～

② 地域福祉活動への支援、市民参加の促進

- ・市社協・区社協、福祉ボランティアセンター等による地域福祉活動・ボランティア活動の支援の促進
- ・子育て期、就業期からの地域活動への参加を通じた、「真のワーク・ライフ・バランス」の促進
- ・高齢者、障害のある方の社会参加の促進

③ 地域における健康づくりの取組の推進

- ・地域住民等の主体的な健康づくりの取組等を通じた住民同士のつながりの促進
- ・「健康長寿のまち・京都」の推進

④ 地域における子育て支援の推進

- ・子育て情報を知らせる、子育て支援の仲間を増やす・つながりを広げる取組の推進
- ・多くの地域住民等が子育て支援に参画し、地域全体で子どもの育ち・子育てを温かく見守り、支え合う地域づくりを推進

⑤ 見守り・相談支援活動の促進

- ・民生児童委員、老人福祉員、障害者相談員、学区社協等の活動推進による課題キャッチ力の向上
- ・民生児童委員、老人福祉員の担い手確保
- ・当事者組織の活動の促進

① 互いに認め合う地域づくりの促進

- ・高齢者、障害のある方、子ども、外国籍の方など、年齢や性別、文化を超えて、それぞれの多様性や人権を尊重し合う福祉教育の促進
- ・幅広い世代の地域住民に対する、福祉や地域活動への理解の促進

⑥ 居場所づくり、社会参加の取組の推進

- ・身近な地域における誰もが参加できる居場所や暮らしにおける興味・関心をきっかけにした活動など、住民主体の多様な社会参加の場の創出

⑦ 地域の特性に応じた支え合い活動創出の強化

- ・身近な地域での新たな支え合い活動の創出と新たな担い手の掘り起こしの推進

⑧ 地域コミュニティ活性化の取組との連携

- ・地域住民の主体的な地域活動を支援する取組を通じた地域福祉活動の推進
- ・地域活動の効率化や負担軽減、地域活動への参加者の裾野の拡大

⑨ 災害時の要配慮者への支援の充実

- ・避難行動要支援者名簿を活用した地域における見守り活動の推進
- ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成

推進項目2 <多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり>

② 社会福祉施設との協働による地域づくりの推進

- ・社会福祉法人の「地域における公益的な取組」との連携

地域における支え合い活動を支援

区地域福祉推進委員会（事務局：区社協）

<構成>民生児童委員、学区社協、社会福祉施設の代表者、行政等

① 区地域福祉推進委員会の取組の充実・強化

- ・地域の課題・ニーズ、活動事例の共有や、多様な主体がつながる場・機会の展開による地域福祉活動の活性化や新たな活動創出の推進

③ 多様な主体の参画、連携による地域づくりの推進

- ・地域企業、NPO、大学、寺社等との連携による京都ならではの取組の推進

推進項目3 <困難な課題をみんなで受け止め、重層的な支援を展開する体制の充実>

① 「重層的支援体制」の推進

- ・分野・属性を問わない「相談支援」、社会とのつながりや参加を支援する「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援の一体的実施

- ・困難な課題をしっかりと行政、関係機関等が連携して受け止めている。
- ・抱えた課題が深刻化する前に解決に向けて取り組むことができている。
- ・複雑化・複合化した課題を抱えた世帯のうずもれ等を防いでいる。

連携

各区役所・支所
地域力推進室

健康長寿推進課

障害保健福祉課

各区役所・支所
保健福祉センター

生活福祉課

子どもはぐくみ室

各相談支援機関等

社会福祉協議会

包括的相談支援体制

地域づくりに向けた支援

② 地域生活における多様な課題に対応する事業の充実

- ・地域あんしん支援員設置事業の充実
- ・ひきこもり支援、不良な生活環境（ごみ屋敷）を解消するための支援、孤独・孤立対策、再犯防止対策等の取組の推進
- ・地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの一体化施設である「COCO（ここ）・てらす」による全市的な相談支援体制の充実
- ・多様な課題や困りを抱える子ども・子育て家庭への寄り添い支援の充実
- ・生活困窮者自立支援事業の充実
- ・権利擁護支援体制の充実

困難な課題を受け止める・連携しながら支える

解説

「重層的支援体制」の推進

本市においては、地域でキャッチし、地域だけでは対応が困難な複合的な課題を、各区役所・支所保健福祉センター、支援関係機関等がしっかりと受け止め、それぞれが持つ強みや機能を發揮し合い、適切な支援に結びつける分野横断的な支援体制を強化してきました。

地域住民が直面する課題の複雑化・複合化が進む中、制度間の壁を低くして各区役所・支所保健福祉センター、支援関係機関等が連携・連帯し、本人や世帯の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め協働して支援する体制を推進するとともに、本人や世帯に寄り添い、社会とのつながりを回復する支援を充実していきます。そして、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援の充実と合わせて一体的に実施することで、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化し、必要な支援が届いていない方を取り残すことなく、また、事態が深刻化する前に解決を図ることを目指していきます。

分野・属性を問わない
「相談支援」

社会とのつながりや参加
を支援する「参加支援」

「地域づくりに向けた支援」

3つの支援を一体的に実施

第4章 指針の推進・評価体制

1 推進期間

次期指針の推進期間は、5年を目途とします。ただし、期間中に地域福祉を取り巻く状況に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しの検討を行います。

2 推進・評価体制

関係部局や関係機関等が地域福祉の視点から取組を進めるとともに、地域福祉の中核的な役割を担う、市・区社会福祉協議会等とも連携を図り、本市及び各区で次期指針の取組を推進していきます。

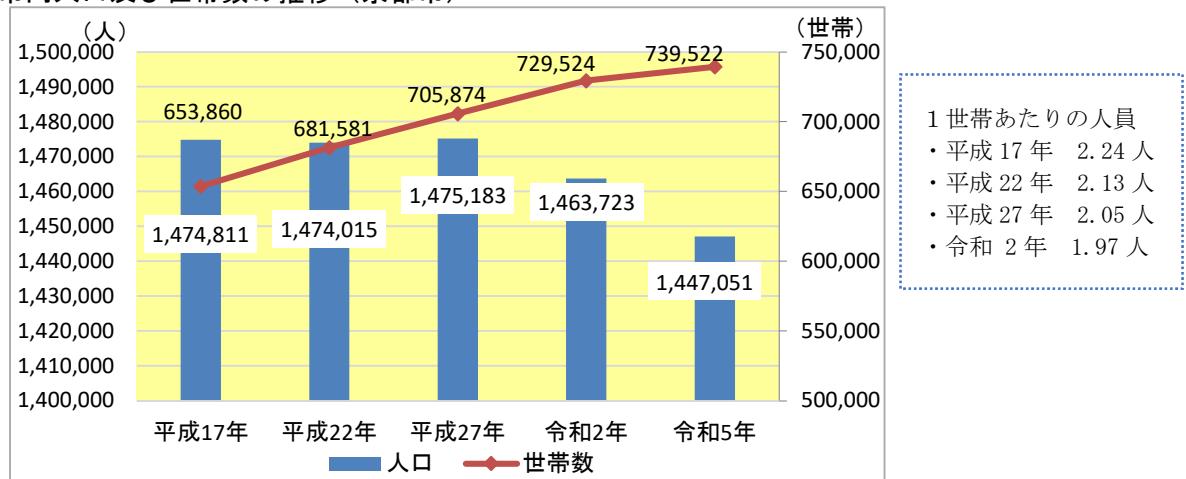
また、指針に密接に関連する各分野の取組実績や地域における各種活動の件数等の指標を参考に、各分野で実施されるアンケート調査の結果等も活用しながら、京都市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会において、指針の進捗状況の点検・評価を行います。

<参考> 本市の地域福祉を取り巻く状況

1 市内人口及び世帯数、家族形態に関するデータ

本市の人口は近年減少していますが、世帯数は増加し、世帯規模は縮小の傾向にあり、単独世帯数は増加し続けています。

① 市内人口及び世帯数の推移（京都市）



資料：平成17～令和2年…国勢調査

令和5年…令和2年国勢調査の結果をもとにした1月1日時点推計

② 核家族世帯数の推移（京都市）



資料：国勢調査

③ 単独世帯数の推移（京都市）

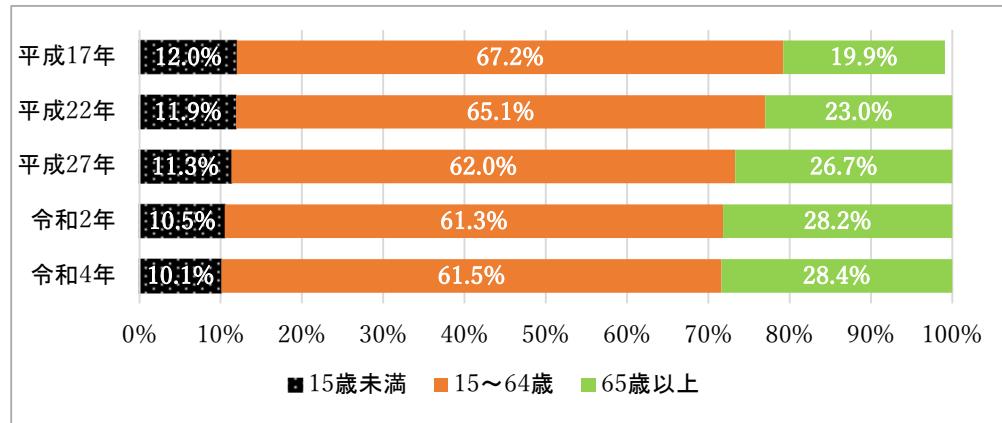


資料：国勢調査

2 高齢化に関するデータ

15歳未満及び15～64歳の人口割合が減少する一方で、65歳以上人口の割合は増加しており、65歳以上のひとり暮らしの高齢世帯数、要介護・要支援認定者数が増加しています。

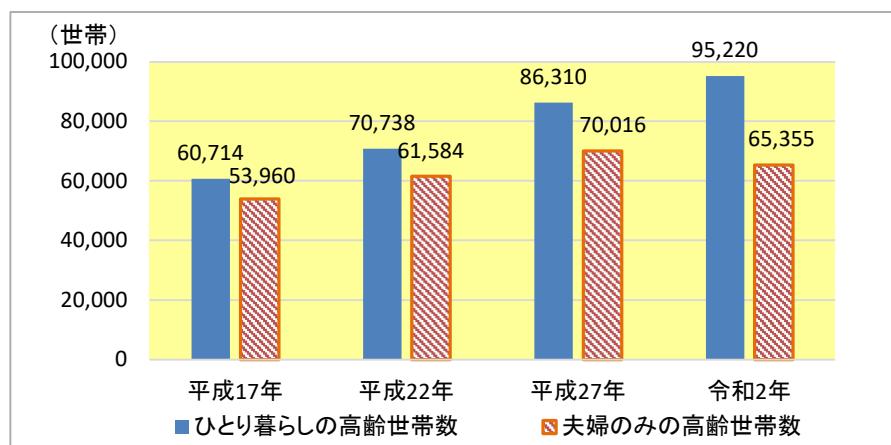
① 年齢3区分別人口の比率の推移（京都市）



資料：平成17～令和2年…国勢調査

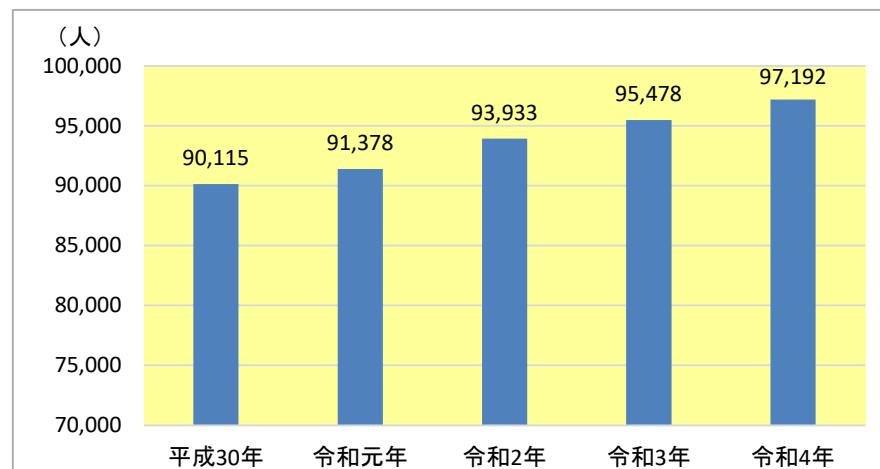
令和4年…令和2年国勢調査結果の人口に住民基本台帳の異動を反映させた
10月1日時点の推計人口

② 65歳以上のひとり暮らしの高齢世帯数及び高齢夫婦世帯数の推移（京都市）



資料：国勢調査

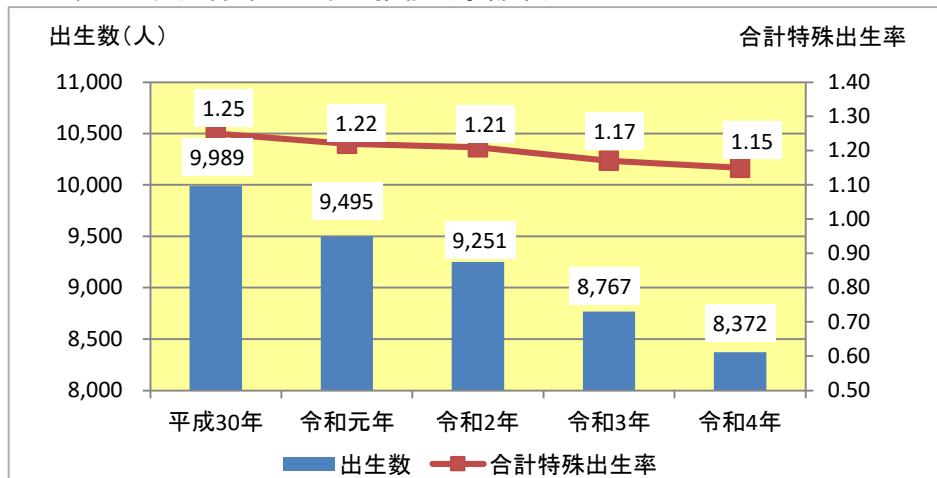
③ 要介護・要支援 認定者数（京都市）



3 少子化に関するデータ

出生数は減少しており、合計特殊出生率も低下しています。

出生数及び合計特殊出生率の推移（京都市）



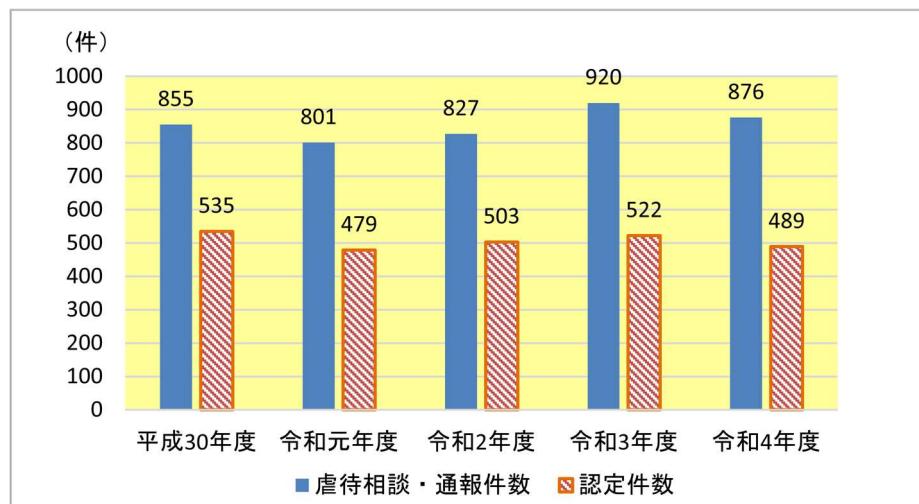
4 虐待相談・通告等に関するデータ

児童の虐待相談・通告等の件数及び認定件数は増加傾向にあり、高齢者の虐待相談・通報件数及び認定件数はほぼ横ばいの状態にあります。

① 児童虐待相談・通告件数及び認定件数の推移（京都市）



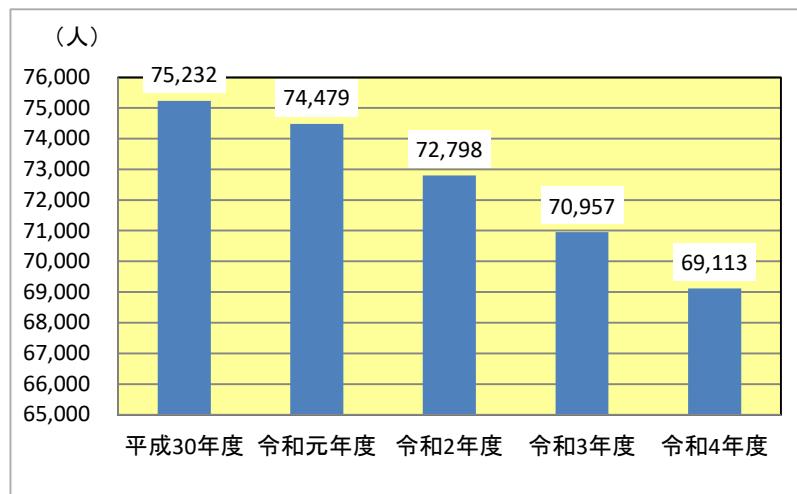
② 高齢者虐待相談・通報件数及び認定件数の推移（京都市）



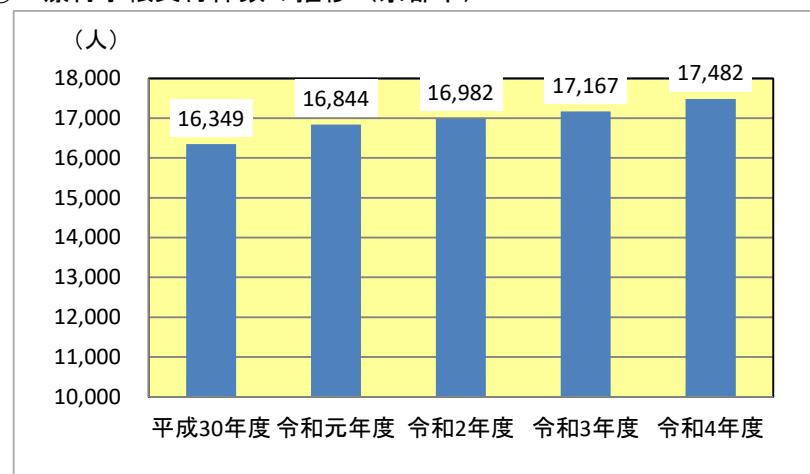
5 障害のある方に関するデータ

身体障害者手帳の交付件数は減少傾向にありますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付件数は増加しています。

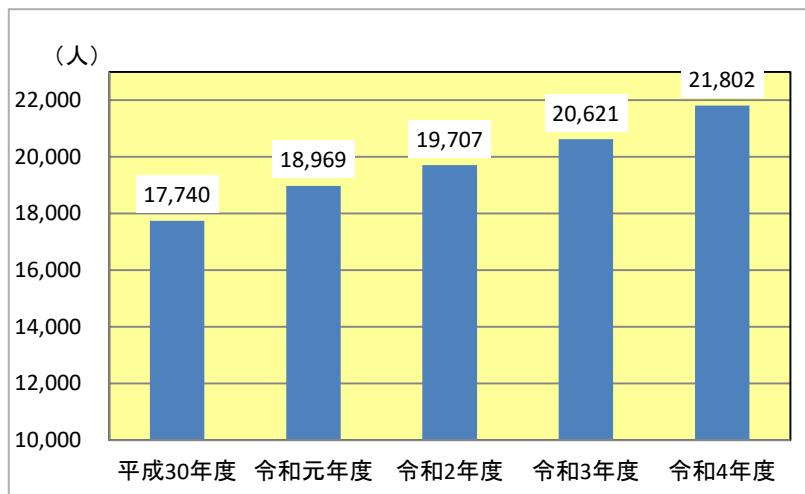
① 身体障害者手帳交付件数の推移（京都市）



② 療育手帳交付件数の推移（京都市）



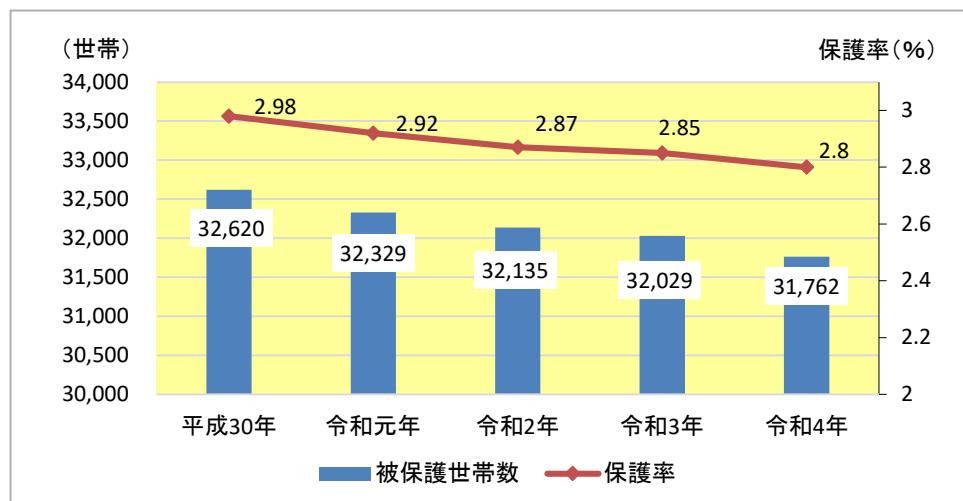
③ 精神障害者保健福祉手帳交付件数の推移（京都市）



6 生活困窮に関するデータ

本市の生活保護世帯数及び保護率は減少傾向にあります。また、新型コロナの影響を受けた生活困窮者に対して生活福祉資金貸付等の支援を行いました。

生活保護被保護世帯数及び保護率推移（京都市）



参考：新型コロナに伴う生活困窮者支援策 (件)

区分	令和3年度	令和4年度
新型コロナに伴う生活福祉資金 ※令和4年9月末まで申請受付	緊急小口資金貸付・給付件数 6,855	1,394
	総合支援資金貸付・給付件数 23,365	1,371
住居確保給付金支給決定件数	2,410	1,121
新型コロナ生活困窮者自立支援金支給決定件数 ※令和4年12月末まで申請受付	4,947	1,298

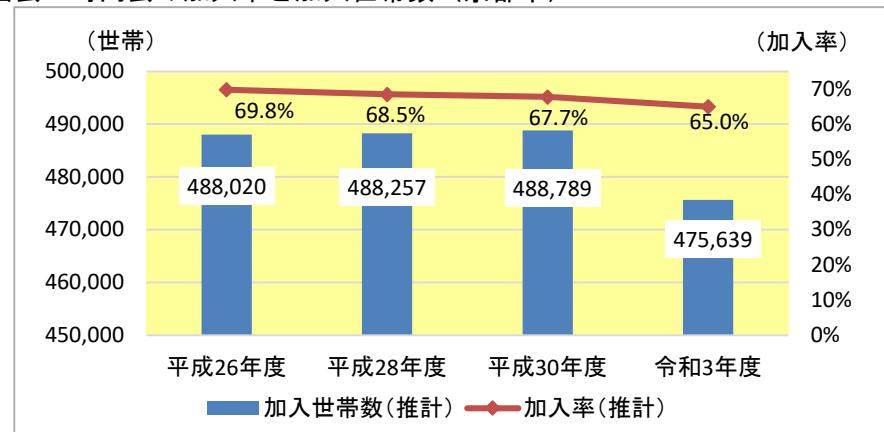
注 緊急小口資金及び総合支援資金は、市社会福祉協議会において実施

注 住居確保給付金に係る申請の受理及び事務処理は、市社会福祉協議会において実施

7 自治会・町内会に関するデータ

自治会・町内会の加入率は減少傾向にあり、加入世帯数は令和3年度に減少しました。

自治会・町内会の加入率と加入世帯数（京都市）

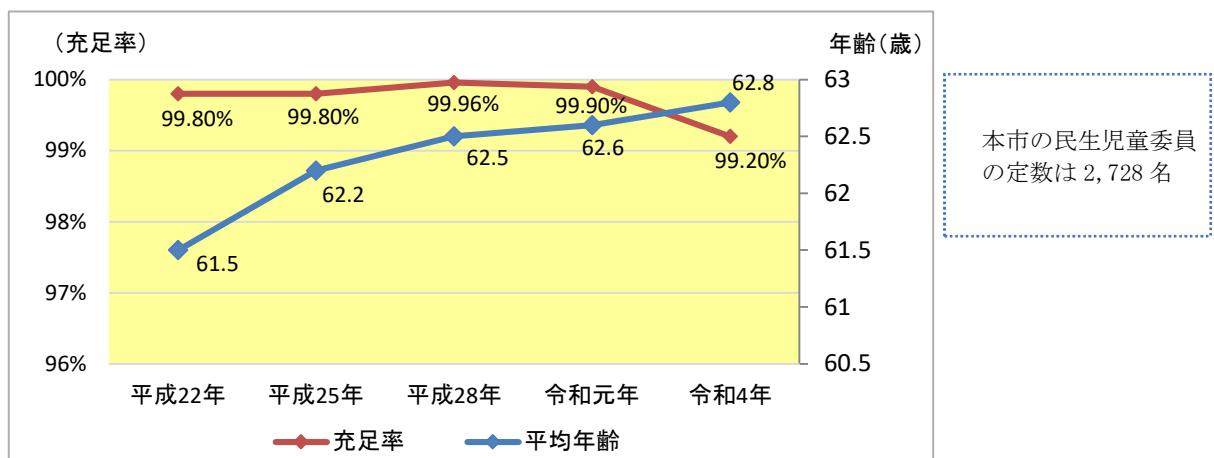


資料：京都市 令和3年度自治会・町内会アンケート

8 民生児童委員に関するデータ

本市は高い充足率を維持していますが、直近の一斉改選では低下しました。また、委員の平均年齢が上昇し、高齢化が進んでいます。

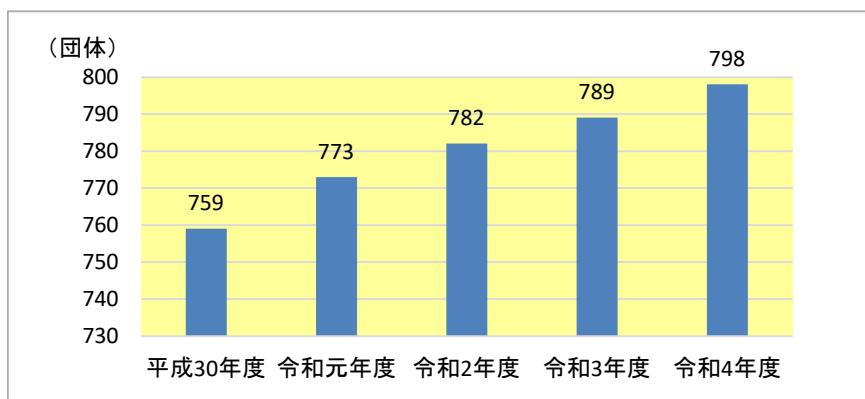
一斉改選時の民生児童委員の充足率と平均年齢の推移（京都市）



9 ボランティア活動に関するデータ

各年度末時点で登録されている団体数は、年々増加しています。

京都市福祉ボランティアセンターに登録されている団体数の推移（京都市）



「京・地域福祉推進指針」（2024年改定）案に関する 御意見応募用紙

（募集期間：令和6年1月9日（火）～2月9日（金））

FAX番号 075-222-3416

京都市保健福祉局健康長寿企画課（地域共生推進担当）行

御意見に関する箇所へチェックのうえ、以降の意見記入欄に御記入ください。

第1章 京・地域福祉推進指針について 第2章改定の背景・方向性

第3章 指針の体系

1 基本理念、重点目標、推進項目

2 指針が目指す取組のイメージ

第4章 指針の推進・評価体制 その他

御意見の内容

御意見をまとめる際の参考とさせていただきますので、差し支えなければ以下の該当する項目に「○」を御記入ください。

①お住まいの区：北区 上京区 左京区 中京区 東山区 山科区
下京区 南区 右京区 西京区 伏見区 その他

②年齢：19歳以下 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代 80歳以上

③御職業等：会社員 公務員 自営業 主婦・主夫 学生 無職 その他

【提出先】

郵送・持参：〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4階
京都市保健福祉局 健康長寿企画課（地域共生推進担当）

電話：075-746-7713

FAX：075-222-3416

電子メール：kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp ※件名を「指針への意見」としてください。

ホームページ：京都市情報館 市民意見の募集（パブリックコメント）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/●●●●●●●●●.html>



パブコメくん

発行：京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

令和●年●月

京都市印刷物番号

第●●●●●号